

## 公益社団法人 大阪市工業会連合会 ホームページバナー広告 掲載取扱規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、公益社団法人 大阪市工業会連合会（以下「市工連」という。）が、インターネット上に公開しているホームページへの広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

### (広告の種類及び範囲)

第2条 市工連ホームページのトップページに掲載する広告は、バナー広告とし、次に掲げるものを除くものとする。

- (1) 公序良俗に反するもの
- (2) 関係法規に違反するもの
- (3) 誤解を与える恐れがあるもの
- (4) 他の会員、消費者に不利益を与える恐れがあるもの
- (5) 虚偽があると考えられるもの
- (6) 広告主以外の企業広告並びに広告主以外の事業者名、広告主以外の事業者の商品・サービス名が掲載されているもの
- (7) 市工連の業務と競合、あるいは市工連の業務に支障をきたすもの
- (8) その他、掲載する広告として適当でないと市工連が認めるもの

### (広告の規格)

第3条 広告の規格は次のとおりとする。

サイズ	横 150ピクセル×縦 50ピクセル
画像形式	G I F（アニメ不可）、J P E G
容量	20KB以内

### (広告を掲載するページ及び位置)

第4条 広告を掲載するページは市工連ホームページのトップページとする。

- 2 広告の配置は、市工連が定める。

### (掲載期間)

第5条 広告を掲載する期間（以下「掲載期間」という。）は月または年を単位とする。

- 2 広告掲載の開始日および終了日は市工連が別途定める。

(広告の掲載料)

第6条 前条に規定する期間に係る広告の掲載料は、下記のとおりとする。

掲載料	3,000円/月
	30,000円/年

(広告掲載希望者の募集)

第7条 広告の掲載を希望する者（以下「掲載希望者」という。）の募集は、市工連ホームページ等で公募するものとする。

(広告掲載の申し込み)

第8条 掲載希望者は、市工連が別途定めた期日までに、市工連ホームページバナー広告掲載申込書（第1号様式）に、掲載しようとする広告案の原稿を添えて申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第9条 市工連は、第2条の規定に基づき、広告掲載の可否を決定する。

2 市工連は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果並びに掲載内容及び条件等について、掲載希望者に通知する。

(広告掲載承諾書の提出と料金の払い込み)

第10条 第9条の規定により広告掲載可の決定を受けた者（以下「広告主」という。）は、市工連が別途定めた期日までに料金を払い込む。

(広告内容、デザイン等の審査及び協議)

第11条 広告の内容及びデザインについては、市工連及び市工連ホームページの信用性等を損なうことのないようにするとともに、広告主と市工連が必ず協議することとする。

(広告内容等の変更)

第12条 市工連は、広告の内容、デザイン及びリンク先のWEBページ内容等が法令に違反しているとき、若しくはそのおそれがあるとき、又はこの規程等に抵触していると判断したときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができ、広告主はこの指示に従わなければならない。

2 広告の内容等の変更は、広告主の負担で行うものとする。

(広告掲載の取消し)

第13条 市工連は、次の各号のいずれかに該当する場合には、広告主への催告その他何らかの手續を要することなく、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに書類の提出がないとき

- (2) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき
- (3) 前条の規定による広告内容の変更を広告主が行わないとき
- (4) 広告主に市工連の信用を失墜し、業務を妨害し、若しくは事務を停滞させるような行為があったとき
- (5) 広告主に社会的信用を著しく損なうような不祥事があったとき
- (6) 広告主の倒産等により広告を掲載する必要がなくなったとき

- 2 第1項の規定により広告の掲載を取り消した場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

#### (広告掲載の取り下げ)

第14条 広告主は自己の都合により、市工連ホームページへの広告の掲載を取り下げることができるものとする。

- 2 第1項の規定により広告の掲載を取り下げるときは、広告主は書面（第2号様式）により市工連に申し出なければならない。
- 3 第1項の規定により広告の掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

#### (掲載期間の延長)

第15条 掲載期間内に、市工連の都合で市工連ホームページを一時的に閉鎖した場合は、閉鎖日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

- 2 広告主の責に帰さない理由により、市工連が広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、広告を掲載できなかった日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

#### (広告掲載料の返還)

第16条 市工連は、前条の規定により広告が掲載できなかった場合で、かつ、掲載期間の延長が困難な場合には、納付済みの広告掲載料を当該広告主に返還する。

- 2 第1項の規定により返還する広告掲載料は、バナー広告を市工連ホームページから削除した日から広告掲載終了予定日までの日数で日割り計算した額とする。
- 3 第2項の規定により還付する広告掲載料には利子を付さない。

#### (広告主の責務)

第17条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと、及び広告の内容等に関する財産権のすべてにつき権利処理が完了して

いることを、市工連に対して保証するものとする。

- 3 第三者から、広告に関連して損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(リンク先)

第 18 条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更日から起算して 5 営業日前までに市工連に連絡するものとする。ここでいう営業日とは市工連の営業日のことを指し、別途告知する。

(損害賠償)

第 19 条 広告掲載によって市工連の体面を傷つけた場合、市工連は広告主に損害賠償を請求することができる。

(その他)

第 20 条 本規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則 本規程は、平成 28 年 8 月 25 日から施行する。

## 公益社団法人 大阪市工業会連合会 ホームページ バナー広告 掲載基準

1. この基準は、公益社団法人 大阪市工業会連合会ホームページ広告掲載取扱規程第2条に規定する広告の範囲の詳細として定めるものであり、この基準に照らして、掲載の可否の判断を行うものとする。
2. 次の業種又は事業者の広告は掲載しない
  - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に掲げる営業に該当するものならびに風俗営業類似の業種
  - (2) 消費者金融、高利貸し
  - (3) 規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者
  - (4) 法律の定めのない医療類似行為を行う施設
  - (5) 民事再生法及び会社更生法による再生更生手続き中の事業者
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として適当でないと市工連が認める事業者
3. 次のいずれかに該当する広告は掲載しない。
  - (1) 市工連ホームページの公共性、中立性及びその品位を損なう恐れのあるもの
  - (2) 人権侵害、名誉毀損、各種差別的なもの
  - (3) 第三者の肖像、商標、著作権、財産権、プライバシーを侵害する恐れのあるもの
  - (4) 法律で禁止されている商品や、無認可商品、粗悪品などの不適切な商品、サービスを提供するもの
  - (5) 他を誹謗、中傷または排斥するもの
  - (6) 利用者を迷わせたり、不安を与えたりする恐れのあるもの
  - (7) ギャンブルにかかわるもの（宝くじは除く）
  - (8) 社会的に適切でないもの
  - (9) 国内世論が大きく分かれているもの
  - (10) 責任の所在が明らかでないと判断されるもの
  - (11) 政治活動、宗教活動又は個人若しくは団体等の意見広告に係るもの
  - (12) 青少年の健全育成に反するもの
  - (13) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
  - (14) 前各号に掲げるもののほか、掲載する広告として適当でないと市工連が認めるもの

附則 本規程は、平成28年8月25日から施行する。

## ホームページ(トップページ)広告 掲載日程

掲載申込 締切日	<p>前月 10日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ただし、10日が休日の場合、直前の市工連の営業日とします</li> <li>・申込受付から起算して10日以内に、掲載の可否をご連絡 申しあげます</li> </ul>
入金締切日	<p>前月 25日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ただし、25日が休日の場合、直前の市工連の営業日とします</li> <li>・バナー画像の入稿先と料金振込先は、掲載の許可と同時に お知らせいたします</li> </ul>
バナー画像 入稿	
掲載開始日	<p>当月 第2営業日</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ただし、作業の進捗により、第1営業日または第3営業日と なることがあります</li> </ul>
掲載終了日	<p>当月 月末</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ただし、作業の進捗により、翌月の第2営業日まで掲載する ことがあります</li> </ul>
市工連営業日	<p>※下記以外が営業日となります。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土曜日、日曜日、祝日</li> <li>・12月28日～1月3日</li> <li>・8月15日前後（年によって変動がありますので、 ホームページ等でお知らせします）</li> </ul>

(第1号様式)

平成 年 月 日

## 大阪市工業会連合会 ホームページバナー広告 掲載申込書

公益社団法人 大阪市工業会連合会 御中

事業所名

代表者 役職・氏名

所在地 (住所)

担当者 氏 名

連絡先 (TEL)

(FAX)

(Eメール)

印

(公社) 大阪市工業会連合会ホームページ広告掲載取扱規程第8条の規定に基づき、次のとおり申し込みます。

掲載希望期間	平成 年 月から平成 年 月まで ( カ月)
リンク先URL	http://
業種	
広告の内容	
その他	申し込みにあたっては、「公益社団法人 大阪市工業会連合会ホームページ広告掲載取扱規程」「同ホームページバナー広告掲載基準」を遵守します。

第2号様式

平成 年 月 日

**公益社団法人 大阪市工業会連合会 ホームページバナー広告 掲載取下申請書**

公益社団法人 大阪市工業会連合会 御中

所在地：

名 称：

代表者職・氏名： 印

平成 年 月 日付で、公益社団法人 大阪市工業会連合会 ホームページへの掲載決定の通知を受けた広告掲載につきましては、次の理由により取下げたく申請します。

**1 取り下げの理由**

**2 連絡先**

部署・氏名：

電話番号：

F A X：

E-Mail：